

**特定非営利活動法人（NPO法人）  
の解散に関する手引き**

奈良県

2021年6月

# - 目 次 -

## I 解散及び合併

- |                 |      |
|-----------------|------|
| 1 解散について        | -- 1 |
| 2 精算について        | -- 2 |
| 3 合併について        | -- 3 |
| 4 総会の決議による解散フロー | -- 4 |

## II 様式

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1 解散認定申請書     | -- 5  |
| 2 解散届出書       | -- 6  |
| 3 残余財産譲渡認証申請書 | -- 7  |
| 4 合併認証申請書     | -- 8  |
| 5 清算人就任届出書    | -- 9  |
| 6 清算終了届出書     | -- 10 |

# 解散及び合併

## 1 解散について

- ・ 解散とは、一般的に法人がその目的である本来の活動を止め、法人格を消滅させることです。財産関係の清算をする状態に入ることを行います。特定非営利活動法人が解散するのは以下の7つの場合です。(法第31条第1項)

- ①社員総会の決議
- ②定款で定めた解散事由の発生
- ③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④社員の欠乏
- ⑤合併
- ⑥破産手続開始の決定
- ⑦法第43条に規定する認証の取消し

### ①社員総会の決議

社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の4分の3以上の承諾をもって解散の決議をし、社員の自主的な判断で解散することができます。総会以外の機関では、解散の決議はできません。

### ③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、奈良県の認定がないければ解散することはできません。

### ④社員の欠乏

社員が1人もいなくなったことを指します。従って1人以上の社員がいれば、10人を下回ったことを理由に自動的に解散することにはならないということになります。ただし、10人を下回った場合は改善命令の対象となります。(法第12条の4及び第42条)

### ⑤合併

「3 合併」を参照してください。

### ⑥破産手続開始の決定

法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産手続開始の決定をすることになります。

### ⑦法第43条に規定する認証の取消し

改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。また、三年以上にわたって第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わない場合も、法人の設立の認証を取り消すことができます。

- ・ 解散事由が発生した特定非営利活動法人は、解散後、清算手続きに入ります。
- ・ 清算手続きに入った法人は、清算法人と呼ばれ、清算の目的の範囲内においてのみ存続するとみなされます。

(2) 認定申請（法第31条第2項）

法人は、上記の解散事由『③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能』による解散の認定を受けようとするときは、それを証明する書面として、例えば社員総会の議事録の謄本などを添えて、「解散認定申請書」（第5号様式）を奈良県に提出しなければなりません。

(3) 届出（法第31条第4項）

前項の解散事由①、②、④、⑥によって解散した場合には、清算人は、「解散届出書」（第6号様式）に、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記簿謄本を添付して、遅滞なく奈良県に提出しなければなりません。

## 2 清算について

(1) 清算人（法第31条の5～第31条の12）

法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。

なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選定することができます。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することになっています。

(2) 清算人の職務（法第31条の8～10、第31条の12、第32条の3）

- ① 清算中に就任した清算人は、就任後、当該清算人の登記をしたことを証する登記簿謄本を添付して「清算人就任届出書」（第9号様式）を奈良県に提出しなければなりません。
- ② 清算人は、現務の結了、債権の取立及び債務の弁済、残余財産の引渡を行うために必要な一切の行為をすることができます。
- ③ 清算人は、その就職の日より2ヶ月内に少なくとも1回公告して、債権者に対し2ヶ月以上の一定期間内に債権請求の申出をする旨を催告する必要があります。ただし、その公告には、債権者が期間内に申し出ないときはその債権は清算から除斥される旨を附記しなければなりません。なお、分かっている債権者には、個別にその申出を催告する必要があります。
- ④ 清算中の法人が破産したときは、清算人は直ちに破産手続開始の決定の請求を裁判所にして、その旨を公告する必要があります。
- ⑤ 清算が結了したときは、清算人は、清算結了の登記をしたことを証する登記簿謄本を添付して「清算結了届出書」（第10号様式）を奈良県に提出しなければなりません。

(3) 残余財産の帰属（法第32条、法第11条第3項）

特定非営利活動法人が解散し、資産から負債を差し引いてもなお財産が残った場合には、その財産（残余財産）は、定款の定めに従って「帰属すべき者」に帰属することになります。なお、負債のほうが多い場合は、「破産」の手続きを開始することとなります。その「帰属すべき者」については、法律上、一定の制限があり、次の者から選定されなければなりません。（法第11条第3項、第32条第1項）

- 〔 ①他の特定非営利活動法人 ②国又は地方公共団体 ③学校法人 ④社会福祉法人  
⑤更生保護法人 〕

### 3 合併について

※ 合併認証手続き等（法第33条～第39条）

法人は、他の特定非営利活動法人与合併することができます。

合併するには、定款に特別の定めがない場合、社員総会において社員総数の4分の3以上の多数による議決を経た後、奈良県の認証を受けなければ合併できません。

奈良県は、法人から合併認証申請があった場合、法人設立申請の場合と同様に、公告及び1ヶ月間の縦覧後、原則として2ヶ月以内に認証、不認証の決定をします。

合併の登記が完了したら、遅滞なく合併登記完了の届出をしなければなりません。

ただし、他都道府県に新たに事務所を設置する場合等、所轄庁の変更を伴う合併の場合は、所轄庁の変更を伴う定款変更の場合と同様の手続きとなります。詳しくは『特定非営利活動法人の運営に関する手引き』5頁を参照して下さい。

# 総会の決議による解散フロー

**総会を開催**

決議事項

- ・法人の解散の件……解散の同意
- ・清算人の選任の件…理事の誰を清算人にするか決定。
- ・残余財産の件………財産目録を作成し、残余財産があるか確認。

財産がある場合、帰属先の確認  
(「総会で選定する」と定款に記載されていれば、選定する)

※ 帰属先は、以下の者から選定される必要があります。

- ①他の特定非営利活動法人 ②国又は地方公共団体
- ③学校法人 ④社会福祉法人 ⑤更生保護法人

**法務局で登記**  
解散登記・清算人の登記

社員総会の決議による解散の場合、登記の際の添付書類として社員総会の議事録が必要です。

清算人(一般的に理事が就任)は、法人格を消滅させるため、次の業務を行うこととなります。

- ①未完結事務を完結する(事業報告書の提出も含まれます)
- ②債権の取立て・弁済を行う
- ③債権の申し出の公告を官報に掲載(2ヶ月内に少なくとも1回)
- ④公告により判明した債務の分配を完了する
- ⑤残余財産がある場合、財産の引き渡しを行う
- ⑥判明している債権者に個別催告をする

所轄庁へ「解散届出書」及び「清算人届出書」を提出  
残余財産の処分方法は、具体的な処分の方法や帰属先を記載。  
添付書類 ・ 解散及び清算人の登記をしたことが判る登記事項証明書

定款で定められた方法で解散公告・清算公告は2ヶ月の間に1回【NPO法第31条の10】

官報は、法令の公布紙・国の広報紙・国民の公告紙として、独立行政法人国立印刷局 から、行政機関の休日を除き毎日発行され、全国で購読されています。  
詳細 HP ↓ ↓  
<https://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/Koukoku/>  
解散公告についてのご相談は  
下記※印のご連絡先にお問い合わせ下さい。

**法務局で登記**  
清算終了の登記

所轄庁へ「清算終了届出書」を提出  
添付書類 ・ 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

※ 奈良県官報販売所 啓林堂 郡山店 Tel : 0743-53-8001 Fax : 0743-53-5151

第5号様式（第8条関係）

解散認定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

郵便番号

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項による認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 解散の理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦長）とすること。

第6号様式（第9条関係）

解散届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第（ ）号に掲げる事由により、下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 解散した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 解散の理由
- 3 残余財産の処分方法

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦長）とすること。
- 2 括弧内には、解散事由の区分に応じて「1」、「2」、「4」又は「6」を記入すること。



第7号様式（第10条関係）

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

清算人 郵便番号

住所又は居所

氏名

電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 残余財産を譲渡する特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 譲渡すべき残余財産
- 3 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦長）とすること。
- 2 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

第8号様式（第11条関係）

合併認証申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

(合併しようとする特定非営利活動法人)  
郵便番号

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人)  
郵便番号

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦長）とすること。
- 2 合併しようとする法人が3以上の場合には、（合併しようとする特定非営利活動法人）の欄に、「郵便番号」、「主たる事務所の所在地」、「法人の名称」、「代表者氏名」及び「電話番号」を追加して記載し、代表者の印を押印のうえ作成すること。

第9号様式（第12条関係）

清算人就任届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

下記のとおり特定非営利活動法人の清算人として就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 就任した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 就任した清算人の住所又は居所及び氏名
- 3 就任した年月日

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦長）とすること。

第10号様式（第13条関係）

清算終了届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

下記の特定非営利活動法人の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 清算が終了した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 清算が終了した年月日

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦長）とすること。

〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県 青少年・社会活動推進課 協働推進係

TEL 0742-27-8715

FAX 0742-27-9574

E-mail kyoudou@nvn.pref.nara.jp

URL 青少年・社会活動推進課 <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1649>  
奈良ボランティアネット <http://www.naravn.jp/>